

○府中市職員の提案に関する規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、広く職員から市行政についての改善意見の提案(以下「提案」という。)を求め、職員の
研究心及び勤労意欲を高めるとともに、行政運営の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（提案の内容）

第3条 提案は、次の各号のいずれかに該当するもので、効果的かつ実現可能なもの又は提案しようとする職
員が所属する課において既に改善、実施されているものについて、これを行うことができる。

- (1) 住民の福祉増進、(2) 経費の節減、(3) 組織及び運営の合理化、(4) 財政の健全な運営、(5) 業務
能率の向上、(6) 進取的施策の導入、(7) その他業務に関するもの

（提案の方法）

第4条 提案者は提案書(第1号様式)に必要な事項を記入し、参考資料がある場合にはこれを添付して随時政策
総務部政策課長(以下「政策課長」という。)に提出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、政策課長はソフトパワー活用推進委員会(以下「委員会」という。)に諮り、特
定の事項について期間を定めて提案を募集することができる。

（提案の不受理及び補正の指示）

第7条 政策課長は、提案の内容が次の各号のいずれかに該当するものについては、不受理の決定をすること
ができる。

- (1) 過去の提案と類似するもの。ただし、過去の提案よりも発展的な内容を含むものについては、この限
りでない。(2) 人事及び給与に関するもの、苦情並びに不平及び不満に類するもの等。(3) 既に改善さ
れ、実施されている内容の提案であつて、当該年度の提案として受理する対象期間より前に既に実施され
ているもの

（審査機関）

第8条 提案の審査は、委員会が行う。

2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、提案を受理したときは、四半期ごとにその提案を提案者の
氏名を秘して委員会に諮らなければならない。

（提案の審査）

第9条 委員会は、審査基準表(別表第1)及び等級・表彰基準表(別表第2)に基づき、出席者全員により提案を審
査し、等級を決定しなければならない。

（提案の表彰）

第12条 市長は、第9条の報告により提案者の表彰を決定する。

（提案の協議、実施及び報告）

第13条 政策総務部長は、第9条による提案の審査後、直ちに実施されていない提案について、職員提案実現
可能性調査表(第5号様式)により当該提案に係る内容を主管する部に対して、実現の可能性についての調査
を行わなければならない。

2 政策総務部長及び提案の主管となる部の部長は、前項による調査後、その提案の実施について協議する。

3 提案の内容を主管する課の課長は、前項の協議に基づき、提案のあつた日から2年以内に、当該提案を実
施したときは、提案実施報告書(第6号様式)により速やかに政策課長に実施内容を報告しなければならない。

平成23年度職員提案キャンペーンの実施について（抜粋）

1 目的

年間を通じて募集している一般提案の他に、テーマと提案期間を定めて職員提案キャンペーンを実施することにより、職員の意識啓発を行い、提案内容の充実を図るものです。

2 テーマ

『東日本大震災の経験から生まれた「気付き」の活用』

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関する様々な対応を行う中で、非常時ということもあり、従来の考え方を転換して取り組まなければならない場面がいくつもありました。

そのような対応をしている中、今まで当然のことと考えていた手法や取組に関して、改善点が見えた例もあるかと思われます。それらはまだ「気付き」の段階であったとしても、内容の精査や検討を行う中でより効果的な取組として発展する可能性を秘めています。

そこで、今回のキャンペーンでは東日本大震災以後を振り返り、非常時だからこそ感じた「気付き」を通常業務の中に取り込み、より効果的な取組として発展させられる提案を広く募集します。

3 提案者

課長職以下の職員で、個人又はグループ

4 提案受付期間

平成23年12月21日（水）から平成24年1月13日（金）まで

5 提案方法

スターオフィスの庁内メール、政策課提案箱への投函又は庁内交換便によるものとします。

なお、提案書は、政策課及びスターオフィス内の全庁共用キャビネット内にあります。

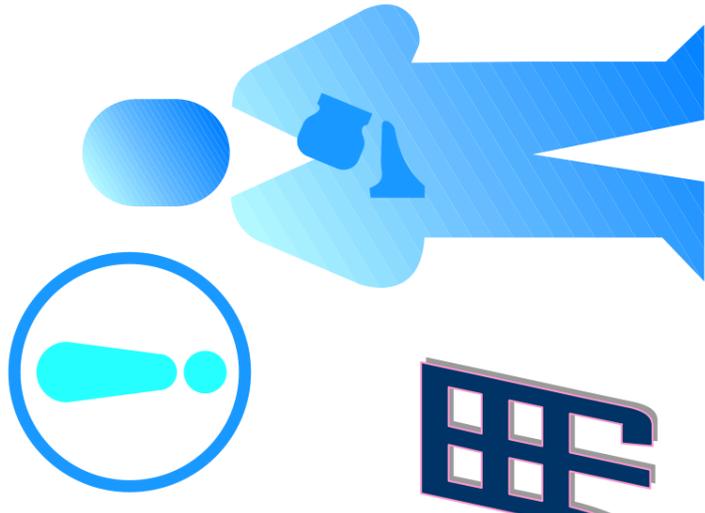
6 提案の取扱い

- (1) 優秀な提案については表彰し、等級に応じた記念品を贈呈します。
- (2) 提案内容については、その実現可能性について関係課に照会します。

7 職員への周知方法

- (1) 朝の庁内放送でPR放送の実施
- (2) CI掲示板及び各職場に「PRポスター」の掲示

東日本大震災の経験から 生まれた 気付きの活用



平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、非常時ということもあり、従来の考え方を転換して取り組まなければならぬ場面がいくつもありました。そのような中、今まで当然のことと考えていた手法や取組に関して、改善点が見えた例もあるかと思えます。それらの「気付き」を、業務の中に取り込み、より効果的な取組として発展させられる提案を募集します。不明な点はお気軽にお問い合わせください。

【期 間】 平成23年12月21日（水）～平成24年1月13日（金）

【提 案 者】 課長職以下の職員又はグループ

【提案方法】 所定の提案書を政策課提案箱に投函するか、庁内交換便又はスター
オフィスメールで政策課担当者宛にお送りください。

提案書は、政策課事務室又はスターオフィスの全庁共用キャビネット
「職員提案」内にあります。

【送付先・問合せ先】 政策課 担当 南學（内線 2314）

